

国立大学法人和歌山大学役員給与規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 46 号
最終改正 令和 7年 3月 6日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(役員給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当並びに通勤手当若しくは交通費とする。

(給与の支給)

第3条 役員給与（期末特別手当を除く。）の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
- (3) 17日が休日（日曜日及び土曜日を除く。）に当たるとき 18日

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(俸給)

第4条 常勤の役員には、別表第1の役員俸給表を適用する。

2 常勤の役員のうち、学長は6号俸とし、理事及び監事については次の各号に掲げる範囲内で学長が決定する。

- (1) 理事 1号俸から5号俸までの範囲内
- (2) 監事 1号俸から3号俸までの範囲内

3 前項までの規定にかかわらず、理事及び監事についてはその勤務態様に応じ、決定した俸給月額範囲内で調整をすることができる。

(地域手当)

第5条 地域手当は、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第18条に定める教職員の例に準じて支給する。

(広域異動手当)

第5条の2 広域異動手当は、給与規程第18条の2に定める教職員の例に準じて支給する。

(通勤手当等)

第6条 通勤手当は、給与規程第21条に定める教職員の例に準じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、通勤のために交通用具等を使用する非常勤の役員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない非常勤の役員に対する通勤手当の額は、通常の場合の月額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

役員給与規程

3 前2項の規定にかかわらず、月あたりの通勤回数が一定でない非常勤の役員については、国立大学法人和歌山大学非常勤講師交通費支給基準を準用して交通費を支給することができる。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、給与規程第22条に定める教職員の例に準じて支給する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 役員が基準日前1か月以内に退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第1項後段の規定にかかわらず、期末特別手当は支給しない。

4 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

5 前項の額は、当該在職期間の勤務成績に応じて、その額を減することができる。

6 第4項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当の月額は、別表第2のとおりとする。

2 非常勤の役員の手当は、1号俸から9号俸までの範囲内で、勤務形態等を考慮して学長が決定する。

(業績評価の反映)

第10条 役員の給与は、第4条、第5条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、国立大学法人和歌山大学経営協議会の議を経て学長が、その職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(月の途中で就任又は退任した場合の給与)

第11条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与(通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当を除く。以下同じ。)を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与の月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した役員に対する退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与の月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与の全額を支給する。

(給与の日額)

第12条 前条に規定する給与の日額は、給与の月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第13条 役員は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数処理)

第14条 この規程による計算において生じた1円未満の端数は切り捨てる。

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日までの間、常勤の役員(その号俸が最低の号俸でないものに限る。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該役員が55歳に達した日後における最初の4月1日(当該役員が55歳に達した日後における最初の4月1日後に新たに役員となった場合にあっては、役員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該役員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該役員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、最低号俸の俸給月額に達しない場合(以下この項において「最低号俸に達しない場合」という。))にあっては、当該役員の俸給月額から最低号俸の俸給月額を減じた額(以下この項において「俸給月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該役員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 広域異動手当 当該役員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

(4) 期末特別手当 それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに第8条第6項に定める期末特別手当基礎額に加算することとされる額(この号において「加算額」という。)の合計額に、当該役員に支給される期末特別手当に係る同条第4項各号列記以外の部分に規定する割合(この号において「期別支給割合」という。)を乗じて得た額に、当該役員に支給される期末特別手当に係る同条第4項各号に定める割合(この号に

役員給与規程

において「在職期間別割合」という。)を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額減額基礎額、俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに加算額の合計額に、期別支給割合を乗じて得た額に、在職期間別割合を乗じて得た額)

- 3 前項に規定するもののほか、月の初日以外の日に新たに役員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準ずる。

附 則 (平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第463号)

- 1 この改正規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の国立大学法人和歌山大学役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)第8条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者(引き続き異なる役員となった者を除く。))にあつては、新たに役員となった日において役員が受けるべき俸給、調整手当及び単身赴任手当(役員給与規程第7条において準用する国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第22条第2項第1号から第8号に規定する加算額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間等がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則 (平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第480号)

- 1 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「切替日」という。)の前日において国立大学法人和歌山大学役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)別表の俸給表の適用を受けていた役員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表に定める号俸とする。
- 3 切替日の前日から引き続き役員俸給表の適用を受ける役員(任期満了後、引き続き再任された場合を除く。)で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 4 前項の規定による俸給を支給される役員に関する役員給与規程第8条第6項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成17年改正規程附則第3項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 5 改正前の役員給与規程第9条に定める役員に対する役員給与規程第9条の規定の適用については、当該役員が離職(任期満了後、引き続き再任された場合を含む。)するまでの間

は、同条中「35,000円」とあるのは、「37,000円」とする。

附則別表 役員の手当の切替表（附則第3項関係）

旧 号 俸	新 号 俸
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第575号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月12日一部改正：法人和歌山大学規程第931号）

この改正規程は、平成21年6月12日から施行し、平成21年8月1日から適用する。ただし、法人和歌山大学規程第47号附則第2項の規定については平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成21年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第975号）

1 この改正規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年8月1日から適用し、第8条第4項の6月期に期末特別手当を支給する場合の期末特別手当基礎額に乗じる割合に係る改正については、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の国立大学法人和歌山大学役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第8条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当（役員給与規程第7条において準用する国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第22条第2項第1号から第8号に規定する加算額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間等がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1156号）

1 この改正規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人和歌山大学役員給与規程第8条第4項の規定の平成22年12月における適用については、「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第8条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この

役員給与規程

項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当(役員給与規程第7条において準用する国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第22条第2項第1号から第8号に規定する加算額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間等がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

3 平成22年4月1日前に55歳に達した役員に対する改正後の給与規程附則第2項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則(平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1318号)

1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下この項及び次項において「特例期間」という。)における、役員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該役員の俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該役員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(3) 広域異動手当 当該役員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(4) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77(平成25年12月支給の期末特別手当に限り100分の5)を乗じて得た額

(5) 非常勤役員手当 当該非常勤の役員の非常勤役員手当の月額に100分の10を乗じて得た額

3 特例期間においては、国立大学法人和歌山大学役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)附則第2項の規定の適用を受ける役員に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から役員給与規程附則第2項第1号に定める額を減じた額」と、同項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から役員給与規程附則第2項第2号に定める額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から役員給与規程附則第3項第3号に定める額を減じた額」と、同項第4号中「期末特別手当の額」とあるのは「期末特別手当の額から役員給与規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

附 則（平成25年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1446号）

この改正規程は平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1568号）

この改正規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1600号）

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き役員俸給表の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その号俸が最低の号俸でない常勤の役員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される役員に関する役員給与規程第8条第6項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成26年改正規程附則第2項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1630号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1746号）

この改正規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1828号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1877号）

この改正規程は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1946号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2022号）

この改正規程は、平成30年1月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2023号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2103号）

この改正規程は、平成31年1月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2104号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2197号）

この改正規程は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2201号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2313号）

この改正規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2317号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2426号）

役員給与規程

1 この改正規程は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（第208回国会）」が成立し、施行される日から施行する。

2 令和4年6月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第8条第4項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末特別手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2483号）

この改正規程は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2484号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2688号）

この改正規程は、令和5年12月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2760号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2796号）

この改正規程は、令和7年3月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2801号）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 役員俸給表（第4条関係）

号 俸	俸 給 月 額
1	6 4 4, 0 0 0
2	7 1 6, 0 0 0
3	7 7 2, 0 0 0
4	8 2 9, 0 0 0
5	9 0 8, 0 0 0
6	9 7 9, 0 0 0

別表第2 非常勤役員手当表（第9条関係）

号俸	手 当 額
1	6 8, 0 0 0
2	1 0 2, 0 0 0
3	1 3 6, 0 0 0
4	2 0 4, 0 0 0
5	2 7 2, 0 0 0
6	3 4 0, 0 0 0
7	4 0 8, 0 0 0
8	4 7 6, 0 0 0
9	5 4 4, 0 0 0